

平成25年(ワ)第1356号,平成26年(ワ)第145号
九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件
原告 甲ほか67名
被告 国

準備書面(20)

2016年(平成28年)12月7日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	服部弘昭
弁護士	李博盛
弁護士	後藤富和
弁護士	中原昌孝
弁護士	安元隆治
弁護士	江上裕之
弁護士	川上武志
弁護士	祖父江弘美
弁護士	金敏寛
弁護士	池上遊
弁護士	服部貴明
弁護士	柴田裕之
弁護士	石井衆介
弁護士	清田美喜
弁護士	尾崎英司
弁護士	朴憲浩

第1 はじめに

本準備書面においては、本件ハ号削除及び本件不指定処分が、明らかに政治外交目的でなされたものであることについて、被告から提出された証拠(乙71~73)に基づいて主張を追加する。

第2 開示された証拠(乙71~乙73)について

1 乙71号証について

(1) 乙71号証は、本件ハ号削除に関する意見公募手続文書である。

原告は、このパブリックコメントにおける「文部科学省の考え方」に「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えており

ます」との記載があり、被告が政治外交目的で本件ハ号削除及び本件不指定処分に及んだのは明らかであると主張している。

一方で、被告は、①上記本件改正省令に伴う意見公募手続に記載されている考え方は、「本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものであって、本件省令改正自体の理由を示したものではない、②意見公募手続は、本件省令改正について行われたものであり、本件規程13条適合性について行われたものでも、本件不指定処分について行われたものでもなく、意見公募手続をもって、本件不指定処分が政治・外交上の理由であるとする原告らの主張は前提を欠くと主張する。

(2) これが詭弁であることは、これまで原告は繰り返し述べてきた。

まず、①について、被告は「省令改正のために聞いた個々の国民からの意見に対する見解」と、「省令改正の理由」とが異なるかのように論じるが、いずれも要は「省令改正に関する被告の考え」であり、全く同一であり、まさに省令改正の理由そのものにほかならない。

また、②についても、本意見公募手続は本件省令改正について行われたものであり、本意見公募手続から本件不指定処分の理由を裏付けることはできないとするが、本件省令改正及び本件不指定処分とは一連一体で行われているので分断して考えることはできない。

そもそも、文部科学省自身、本件省令改正のパブリックコメントにおいて、（被告の主張を前提とすれば）省令改正についての考えを述べれば足りるにも関わらず、「現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております」（傍点は筆者が記載）などと指定・不指定について自らの見解に言及してしまっている。これは被告自身が本件省令改正と本件不指定処分を一連一体のものと考えているからであり、まさに馬脚を現したものと言わざるを得ない。

(3) このように乙71号証のパブリックコメントの「文部科学省の考え方」欄において、文部科学省は本件ハ号削除及び本件不指定処分について「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております」と明言している。

結局は「国民の理解が得られない」という政治目的、その背景にある「拉致問題の進展がない」「朝鮮総連と密接な関係にあり」といった外交目的で、本件ハ号削除及び本件不指定処分を行なったことを自認しているのである。

ここまで文部科学省の「考え方」が明言されているにも関わらず、なお本件ハ号削除及び本件不指定処分の目的が「政治外交目的でない」

などと子どもじみた主張をいつまでも続ける被告の応訴態度は、司法に対する愚弄である。

2 乙72号証について

(1) 乙72号証は、本件ハ号削除に関する決裁文書である。平成25年2月4日に起案され、同年2月15日に決裁されている。

(2) 当該文書の注目点は、本訴訟における被告主張との齟齬である。

すなわち、本訴訟において被告は、本件ハ号削除の理由について、①指定に係る審査の過程において、強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになったこと、②朝鮮学校について規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され、他方、当時、ホライゾンジャパンインターナショナルスクールとコリア国際学園以外にはハ号による指定を求める外国人学校はなく、ハ号を存続させる必要性もないことを挙げる（被告・第1準備書面-46頁）。

しかし、本件ハ号削除に関する決裁文書である乙72号証には、上記①及び②の理由については、一言も言及がない。もちろん、一言も言及がないのは、①及び②の理由が、本訴訟に至っての訴訟対策のための後付けの理由だから当然である。言うまでもなく、本件ハ号削除は、政治外交目的でなされたものである。

(3) むしろ、乙72号証の決裁にあたっての参考情報として示されているのは、平成24年12月28日の閣僚懇談会における各閣僚の発言である。

すなわち、文部科学大臣の「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られない」、「朝鮮学校を不指定とする方向で今後手続きを進めてまいりたい」という、明らかに政治・外交目的でのハ号削除およびその後の朝鮮学校に対する不指定処分を意図した発言が紹介されたに留まらず、子どもたちの高校無償化問題とは全く関係のない、まさに政治外交目的の象徴とも言える「拉致問題担当大臣」の「拉致問題担当大臣としてもこれに賛同する」との発言が紹介されている。

呆れたことに、国のトップである総理大臣は、「今後、文部科学大臣においては、その方向でしっかりと進めていただきたい」と述べるのみで、本訴訟で被告が主張する上記①及び②のような理由を指摘することなく、安穏と政治外交目的を追認している。

(4) このように、乙72をみても、被告が政治外交目的に基づき、本件ハ号削除及び本件不指定を一連一体のものとして行ったことは、明らかである。

それでも、被告は、本件ハ号削除及び本件不指定の理由が政治外交目的でないなどと主張するのであろうか。呆れるばかりである。

3 乙73号証について

(1) 乙73号証は、本件不指定処分に関する決裁文書である。乙72号証と同じ平成25年2月4日に起案され、同年2月15日に決裁されている。

(2) そもそも、乙73の「件名」は「公立高等学校にかかる授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定の削除に伴う朝鮮高級学校の不指定について」とあり、「伺い文」は「本件は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に係る法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定の削除に伴い、朝鮮高級学校を不指定とするものである」とある。

本件不指定処分に係る被告内部での決裁の過程において、指定の根拠となるハ号削除は、不指定処分と一連一体のものとして明確に認識されていたのである。

そして、やはり乙72と同じく、平成24年12月28日の閣僚懇談会における各閣僚の発言が記載された、無償化法「施行規則の一部を改正する省令案等の概要」が参考文書として添付されている。

これらは、被告が政治外交目的により、とにかく全国の朝鮮高校を不指定にするとの結論ありきで、ハ号自体を削除し、朝鮮高校が指定を受ける根拠自体を消滅させることで不指定とし、朝鮮高校を無償化制度から排除したことの何よりの証拠である。

被告は本件不指定処分の理由について、あくまで本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことであると強弁するが（被告第4準備書面第6の2(1)）、訴訟対策にひねり出した後付けの理由である。

(3) また、当該文書の注目点は、特に学校法人愛知朝鮮学園以外の9法人について、被告が本件不指定処分の理由の一つとしている規程13条適合性に関して、形式的な点も含めて、全く判断を行っていない点である。

すなわち、被告は本訴訟において、規程13条適合性判断に関して、被告・第1準備書面-32頁以下で、以下の①~⑥の内容を指摘している。

- ① 審査会において、朝鮮学校について、本件規程13条に適合するとの意見は出されなかった（同書面-32頁）。
- ② 支援室から、朝鮮学校に対する各照会と朝鮮学校からの各回答内容（同書面-32頁以下）。

- ③ 支援室に対する朝鮮学校からの回答には「民族科目に対しては、
(中略) 総聯の協力を得ています」、「任意で加入しています」、
(役職員については)「保護者、卒業生、同胞学識経験者などで選
出し(中略) 保護者、卒業生、学識経験者たちは総聯関係者と総聯
系同胞たち」「校長は教職同の役員になっています」など、客観的
には朝鮮総聯の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体に加入、活動す
るなどしていることがうかがわれるような内容があり、朝鮮総聯の
ホームページにもそれに沿う内容が記載されている(同書面-36
頁)。
- ④ 産経新聞の報道内容(同書面-37頁)
- ⑤ 民団新聞や公安調査庁等の指摘内容(同書面-38頁以下)
- ⑥ 公安調査庁やその長官の指摘内容(同書面-42頁以下)
- (3) しかし、乙73号証においては、上記①～⑥において指摘された内
容は、全く一言も触れられていない。

また、被告が自ら設置した規程15条に基づく審査会における検討状
況についても全く一言も触れられていない。

当然のように、審査会の意見がどうであるのかについても全く指摘が
ない(そもそも審査会は意見を出せていないから当然である)。ま
た、手続上、自ら規程15条で要求した審査会の意見聴取が完了して
おらず、それでも結論を出してよいのかということについても一言も
触れられていない。

- (4) また、仮に被告の主張に沿い、本件不指定処分の理由とされる規程
13条適合性について見てみても、その判断の肝となる朝鮮高校の教
育現場における自立性が阻害されているか否かというポイントについ
て、何も検討・判断していない。

すなわち、被告は、規程13条適合性判断の肝となる教育基本法16
条1項の「不当な支配」について、「朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総
聯とは、単に一定の関係があるということにとどまらず、まさに就学支援
金の支給要件である適正な学校運営がされていないと疑われる事情
や、朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就
学支援金が支給法の趣旨に反する使途に用いられると疑われる事情等
があったため、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らない
との判断に至ったものであり、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯と一
定の関係があることのみをもって上記判断に至ったものではない」
(被告・第4準備書面-11頁)と主張する。

この被告の主張は「朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯」との「一定の
関係」があることは容認しつつも、「適正な学校運営がなされていな
いと疑われる事情」がある場合には、教育基本法16条1項の「不当

な支配」に該当するというものである。そして、「適正」かどうかについて、教育基本法16条1項の「不当な支配」を考慮することを前提としている。

この被告の主張を数式的に示すと、

①「不当な支配」＝「一定の関係」＋「不適正な学校運営」

②「不適正な学校運営」＝「不当な支配」

→「不当な支配」＝「一定の関係」＋「不当な支配」

の関係に立つ。

下線部のような極めて不合理な帰結になるのは、「不当な支配」を検討するに当たって、「一定の関係」に加えて、「不適正な学校運営」という概念を持ち出し、その不適正の中に教育基本法16条1項を読み込むからである。

被告は、「不当な支配」について、「国民全体の意思を代表するものとはいえない一部の社会的勢力（政党，官僚，財界，組合等）が党派的な力として教育に不当に介入してくること」と定義付けるが（被告・第2準備書面-42頁），この定義は「不当な支配とは，不当な介入である」というに等しく，本件でポイントとなる（一定の関係があることを前提にした）「不当」性の内実を的確に示したものとは言えない。そして，この「不当」性の内実は，これまで原告が繰り返し主張してきた通り，「その影響の程度が朝鮮高校における教育現場の自主性を阻害する程度か否か」の基準により判断されるべきである。

そして，繰り返しになるが，乙73号証の決裁文書においては，「朝鮮共和国や朝鮮総聯から，朝鮮学校への影響の程度が，朝鮮高校における教育現場の自主性を阻害する程度か否かに関する判断が何一つ，一言も全く示されていない。」

(5) これでは，決裁ではなく，単なる盲判である。

なぜ，このような盲判を行なうことができたのか。それは，被告の本件不指定の目的が，単に拉致問題や「北朝鮮・朝鮮総聯」との関係性から朝鮮学校を無償化制度の適用対象とすることは国民の理解を得られないという政治・外交的なものであり，詳細な検討など行なう必要も，行なうつもりもなかったからである。

第3 結語

本件における被告の詭弁の数々は呆れるばかりと言わざるを得ない。しかも，この期に及んでも，被告はその第6準備書面-19頁において，自民党への政権交代後の下村文科大臣の発言について，「民主党政権時における統一見解を廃止することを表明したものであり，政治・外交上の配慮により判断したことを発言したのではない」などと詭弁を弄する。

言うまでもなく、廃止された民主党政権時代の統一見解とは「外交上の配慮などにより判断しない」というものである。政治・外交上の理由で本件ハ号削除及び本件不指定処分を行なったのでないのであれば、なぜ民主党政権時代の統一見解を廃する必要があるのか。政治外交上の理由で判断したのは明らかである。

また、ハ号に基づく指定は、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及び 코리아 国際学園においても行われている。両校に対しては、当然、ハ号指定に関する調査が行われた。両校に対しても、当然、被告は強制的な調査権限を行使したものでないにも関わらず、指定に至っている。両校とも、特定の国家政府やその関係団体との関係性の有無や内容については、全く問題とされなかった。ハ号指定に強制的な調査権限など必要ないことは、ホライゾンジャパンインターナショナルスクールや 코리아 国際学園をハ号で指定している被告の対応からも明らかである。行使する必要もない強制的調査権限がないから朝鮮高校のみを不指定としたという被告の理屈は、本件ハ号削除及び本件不指定処分が政治外交目的であることを端的に示している。

さらに、これまで繰り返し述べてきた通り、ハ号が削除されたことで、今後、民族教育機関として長い歴史を持つ朝鮮学校がハ号で指定される可能性は将来に向けて消失してしまった。

結局、本件では、被告は、政府の本音である政治外交目的、さらには単に朝鮮民族の通う朝鮮学校を差別するというヘイトの本質を覆い隠すために、国会審議では一言も触れなかった教育基本法16条1項まで持ち出し、それを隠れ蓑にして、国連をはじめとする国際社会から冷笑を浴びせられつつ、今日まで至っているのである。

恥ずかしい限りであり、言語道断である。

以上